

福祉保健局指定管理者評価委員会設置要綱

19福保総企第228号
平成19年7月4日

この要綱は、福祉保健局指定管理者評価実施要綱（平成19年6月27日付19福保総企第210号）（以下「実施要綱」という。）第4条に定める評価委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事項）

第1条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 指定管理者の公の施設の管理運営状況に対する評価に関すること。
- 二 その他必要な事項

（構成）

第2条 委員会は、次に掲げる者につき、福祉保健局長が委嘱又は任命する。委員は6名以内をもって構成する。

- 一 福祉に関し学識経験を有する者 4名以内
- 二 関係する行政機関の職にある者 2名以内

（委員長の職務及び代理）

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（招集）

第4条 委員会は、福祉保健局長が招集する。

（定足数）

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、やむを得ない事情により委員の過半数が一堂に会することが困難であると認めるときは、電子メール、書面その他の方法により審議を行うことができる。

（任期）

第6条 委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、必要と認めるときは委員会に関係者の出席を求めることができる。

（評価方法）

第8条 指定管理者の評価に当たっては、施設所管部の1次評価を検証し、指定管理者の年間を通じた管理運営状況と事業効果について専門的な評価を行う。

2 委員会は指定管理者のサービス水準の向上、効率的な運営の推進に関し、福祉保健局長に必要な助言を行うことができる。

(評価後の手続)

第9条 委員長は、評価結果を福祉保健局長に報告する。

(再評価)

第10条 実施要綱第7条に基づき、福祉保健局長から再評価を求められたときは、委員会は再評価を実施する。

(公開)

第11条 本委員会における会議内容は、原則として公開とする。ただし、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止に関する事項については、非公開とする。

2 委員長は、会議内容を非公開とする場合は、根拠を示して、委員に諮るものとする。

(守秘義務)

第12条 委員は、本委員会において知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、福祉保健局総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

1 この要綱は、平成19年7月4日から適用する。

2 最初の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成20年7月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。